<table>
<tr><td colspan="4">航空自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の<br>種　類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役　務　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名<br>又　は<br>件　名</td><td rowspan="6">防衛情報等ニュース受信サービス借上</td><td colspan="2">府中ＬＰＳ－Ｂ００１６２－/</td></tr>
<tr><td>承認</td><td>平成２４年　２月１５日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>平成２４年　２月１５日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成２６年　２月　５日</td></tr>
<tr><td>平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部<br>隊等名</td><td>府中基地</td></tr>
</table>

1．総則

1.1　適用範囲　この仕様書は、航空自衛隊府中基地において利用する「防衛情報等ニュース受信サービス」について規定する。

2．役務に関する要求

2.1　提供情報　国内外の軍事、外交、経済、災害等に関する速報、ニュース及び情報並びに兵器の開発動向や情報分析に関するレポートで、海外からのものについては、翻訳したものとする。

2.1.1　提供主要情報源　ロイター、ＡＦＰ通信を含む国際通信社からの配信記事、海外特派員からのレポート、特派員経由で入手した各種報告書の分析・レポート、国内外における自衛隊に関する報道及び他官公庁に配信されている情報等とする。

2.1.2　受信時間　毎日２４時間

2.1.3　情報の取得量　契約相手方の責任において入手可能な全ての情報量、かつ、過去１０年以上のデータが取得出来るものとし、専門的な軍事略語での検索機能を持つものとする。

2.1.4　制限　不要な情報についてはシステム上で制限出来るものとする。

2.2　提供要領　ｘＤＳＬ回線等により受信用パーソナルコンピュータを利用して、情報等を検索可能な状態で提供し、テキストデータ等で保存可能とする。

2.3　借上物品

ａ）表示用パソコンディスプレイ、印字用プリンター及び受信用パーソナルコンピュータ等を設置及び撤去の上、官側に貸与するものとする。

ｂ）受信用パーソナルコンピュータ等の保守点検は契約相手方が行うものとし、不具合、故障等が発生した場合には、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

3.　設置場所　Ｔ－２００庁舎地下１階（部屋番号：Ｂ０５）とする。

4.　品質保証

4.1　動作確認　設置現場において設置完了後、提供情報が借上物品により正常に受信、表示及び印字等ができるかを実施するものとする。

4.2　検査　検査は、検査官が契約相手方に指定した日時及び場所において実施する。

5.　その他の指示

5.1　提出書類　提出書類は取扱説明書（会社発行技術資料可）２部とする。なお、取扱説明書は、次の事項を含むものとする。

ａ）操作手順書

ｂ）機器配置図、回路図、配線図及び結線図

ｃ）構成品リスト

| 件　名 | 防衛情報等ニュース受信サービス借上 |
|---|---|

b）機器配置図、回路図、配線図及び結線図
c）構成品リスト
d）消耗品リスト
e）各構成品の取扱説明書
f）作業報告書

5.2　秘密保全　契約相手方は、契約履行中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

5.3　立入手続き　契約相手方は、本装置の設置、撤去及び保守点検のために立入禁止区域へ立入る必要がある場合、防衛秘密の保護又は秘密保全上、航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達（昭和５７年航空自衛隊達第５号）に基づき申請し、許可を受けなければならない。

5.4　その他必要な事項　本装置の設置にあたり契約履行上疑義が生じた場合は、その都度速やかに契約担当官と調整するものとする。